

I 政党交付金

- 1 国は、政党助成法の定めるところにより、法人である政党に対して、政党交付金を交付します。
- 2 毎年の政党交付金の総額は、人口（直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数）に250円を乗じて得た額（平成7年国勢調査人口（125,570,246人）により算出すれば、約314億円）を基準として予算で定められます。
- 3 法施行後5年を経過した場合においては、2の政党交付金の総額について見直しを行うものとされています。
- 4 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならないものとされています。
- 5 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならないものとされています。